

環技審第26(答)号
平成15年 2月14日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 長谷川 信 夫



環境影響評価準備書に対する意見について(答申)

平成14年9月12日付け環政第94号で諮問のありました、一般国道115号阿武隈東道路に係るこのことについては、別紙のとおりです。



(別紙)

一般国道115号阿武隈東道路環境影響評価準備書に対する技術審査会答申

1 全般的事項

- (1) 現段階では事業計画に幅があり、事業による環境影響を受ける位置、程度等に不確実性があることから、より多くの事業計画の選択肢を想定し、調査、予測、評価及び環境保全措置について複数の方法で比較検討するなど、地域特性や事業特性を十分に反映した環境影響評価になるように修正すること。また、その検討過程も含め、具体的に評価書に記述すること。
- (2) 事業計画の熟度が低いことを勘案しても、調査、予測、評価、環境保全措置等の記述は具体性に欠けていることから、客観的に環境影響評価を検証できるよう、調査地点・地域の選定理由、検討過程、判断根拠、専門家の意見内容、参考とした事例、文献の内容等を、詳細に評価書に記述すること。
- (3) 大気環境、騒音、振動については、環境基準等との整合性の検討が中心となって記述されているが、それに加え、実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、低減し、代償することを目的として環境の保全のための措置を検討し、その検討結果を検証すること。また、検討過程も含めて、それらをわかりやすく評価書に記述すること。
- (4) 予測及び環境保全措置の不確実性について再検討をした上で、その程度が大きい項目、または環境保全措置の効果に係る知見等の内容を十分に確認できない項目について、事後調査を具体的に計画し、調査に関する項目、時期、地点、環境保全のための監視目標、対応措置等の内容を評価書に記述すること。

2 個別的事項

(水環境)

橋梁工事における仮締め切り工、トンネル工事の排水処理等の対策による水環境への影響の回避、低減の程度が客観的に判断できるよう、詳細工法、事例の内容等について明らかにするとともに、その効果について検証を行い、その検証結果を具体的に評価書に記述すること。

(土壌環境)

土壌汚染は、極めて低い濃度の重金属を含有する土壌でも発生するおそれがあるため、工事の実施にあたり、トンネル工事や切土工により発生する土砂に含まれる有害物質について調査を行い、その結果を公表するとともに適切な措置を講じること。

(地形・地質)

対象事業実施区域及びその周辺に、水環境・生態系等の環境項目と関連した重要な地形、地質が存在する可能性があるが、存在の有無を、現地調査結果に基づき科学的、客観的に判断し、その根拠も含めて、詳細に評価書に記述すること。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系の環境影響評価においては、現地の状況を的確に捉えた上で、より多くの文献、事例等を参考に、科学的知見に基づいて検討し、具体的に評価書に記述すること。

- (2) 詳細な生息位置の記録がないニホンアカガエル、ミヤマサナエ等の重要種については、事業による影響の有無について客観的に判断できない。したがって、これらの種については、追加調査を行い、再予測及び環境保全措置の検討を行った上で、その結果について個体保護の観点を考慮の上、可能な限り公表すること。
- (3) 道路の供用により動植物の生息・生育環境を分断することが懸念されることから、動物・生態系への影響について、環境影響評価項目として選定し、予測、評価すること。
また、工事中の建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の通行等による影響についても、環境影響評価項目として選定し、予測、評価すること。
以上について、選定しない場合は、具体的な事例や資料、専門家の意見内容等を示すなどにより、その理由を詳細に評価書に記述すること。
- (4) 動物・植物については、全般的な動物相・植物相や生息・生育環境の変化を予測し、その変化による重要種の生態的特性等への影響を予測・評価するとともに、その検討過程が明らかになるように評価書に記述すること。
- (5) 重要種・注目種については、各種の生態的特性と、地形や水系の連続性等の基盤特性を考慮した上で、想定される個体数や生育・生息面積等の具体的な数値を明示するなど、最新の科学的知見等により、可能な限り定量的に予測・評価を行い、その結果及び検討過程、専門家の意見、参考とした事例、資料、文献等の内容を詳細に評価書に記述すること。
- (6) 予測対象種及び保全対象種の選定について、事業実施区域内の個体の消失など、事業による環境影響を可能な限り最小化するという観点から、より多くの種を選定するよう検討すること。
また、現地調査及び文献調査で確認された種のうち、予測及び保全の対象外としたものについて、その判断基準を可能な限り定量的かつ科学的に検討し、その結果を客観的に検証できるよう、検討過程も含め具体的に評価書に記述すること。
特に、「キバナウツギ」等、事業対象区域内外に残存する個体数が少ない種については、地域個体群の存続の可能性を科学的に検討すること。
- (7) 環境保全措置について、複数案による比較及び検証を行い、それぞれの案について、位置、構造等を評価書に具体的に記述または図示すること。また、ボックスカルバート及び沢部、水路の機能を補償する構造等について、環境保全措置として位置づけること。
- (8) 生態系の類型化にあたっては、地形・地質等、地域の特徴や基盤的構造を考慮の上、より細分化することを検討し、各類型区分とそれらとの関係を図表にまとめる等、その検討過程を詳細に評価書に記述すること。また、地域の生態系の指標となる注目種・群集の選定にあたっては、事業の影響度、調査の難易度、知見の有無等を考慮の上、総合的に判断し、選定の理由を具体的に記述すること。

(9) 生態系の環境影響評価にあたっては、各生態系類型区分、抽出した注目種・群集の立脚する環境への影響の程度を可能な限り定量的に予測し、保全すべき類型区分及び注目種等に対する影響が、実行可能な範囲内で回避、低減されているかについて評価すること。

また、当該事業実施区域及びその周辺の地域における急峻な斜面、断層及び溪流等の地域特性をふまえ、生態系の有する環境保全機能について検討し、その内容を詳細に評価書に記述すること。

(廃棄物等)

発生する土砂等の処理にあたっては、その性状、発生量及び処理施設の設置状況並びに埋立する場合にあっては処分先の環境影響等を考慮し、具体的な処理計画を策定して公表するとともに適切な措置を講じること。

3 その他

(1) 現段階で想定している計画諸元、工事工種、工事工程等の変更を行う場合は、再度予測・評価を行った上で、現在予測している環境影響が著しく増加することが無いよう、適切な措置を講じること。

(2) 事後調査を適切に実施するとともに、調査結果により周辺環境の著しい変化や環境保全上の新たな事実が判明した場合、または環境保全措置が十分な効果をあげ得ないことが判明した場合には、適切な措置を講じること。